

令和5年度持続可能な交通システム実現加速化事業委託業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度持続可能な交通システム実現加速化事業委託業務

2 業務の目的

本県が抱える地域交通課題に対応するため、県内市町等が行うデジタル技術を活用した新モビリティサービス（AI デマンド交通や自動運転等）の導入を支援し、導入モデルの形成、及び、モデルの県内への波及を推進することで、人口減少下においても持続可能な交通システムの構築を図る。

3 委託予定期間

契約の締結日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 新モビリティサービス導入モデルの形成業務

ア 実証事業の実施支援

- 新モビリティサービスの導入を検討する市町等に対し、検討段階から導入段階まで支援する伴走支援を実施

【伴走支援内容（例）】

- ・調査・分析
地域の実態を把握するための調査・分析に対する指導、助言、効果的な交通課題解決手法の検討及び提案
- ・導入計画策定
調査・分析結果を基に、新モビリティサービスの導入計画策定への指導・助言・提案
- ・フォローアップ
各種調整や進捗管理、定期的なアドバイス、フォローアップ等
- ・マッチング
先進地の関係者・事業者の紹介及び招致
- ・関係者調整
関係者調整のフォローやワーキンググループ会議の開催支援
- ・導入準備
導入に向けたテスト実施支援、テスト結果分析、内容の改善

イ 相談対応支援

- 市町等からの新モビリティサービス導入の個別相談に対応するスポット支援を実施（年6回程度）

(2) 導入モデルの県内への波及促進

ア 新モビリティサービス導入セミナーの開催（年1回程度）

- 市町担当者や交通関係事業者を対象に、新モビリティサービスに対する理解の促進や、導入ノウハウを学ぶセミナーを開催

イ 導入過程の視察の実施（年1回程度）

- 市町担当者や交通関係事業者を対象に、県内市町等が実施する新モビリティサービスの導入過程の視察を実施

(3) 各種調査の実施・新たな地域交通モデル形成に関する取組方針の見直しの検討

各種調査結果、実証事業の効果検証、及び、「新たな地域交通モデル検討委員会」会議での意見や地域交通を取り巻く環境を踏まえ、新たな地域交通モデル形成に関する取組方針（以下、「取組方針」とする）の見直しを検討し、改訂する。

調査内容及び項目については提案事項とするが、以下の調査は実施すること。

ア 県内の主な乗合バス・タクシー事業者へのヒアリング調査

- 路線維持に向けた課題や新モビリティサービス導入に係る課題

イ 県内市町へのアンケート調査

- 地域内交通の課題や新モビリティサービス導入に係る課題

(4) 取組方針を踏まえた新たな取組の検討

取組方針を踏まえ、県内において実証を推進すべき取組について、実施箇所（市町、地域）や実施手法について検討し、具現化を図る。

(5) 新たな地域交通モデル検討委員会会議の開催支援

令和5年度中に3回の開催を予定している「新たな地域交通モデル検討委員会」会議について、資料の作成支援や会議の運営支援を行う。

5 関係資料の貸与

業務の遂行に必要な検討委員会が保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。業務遂行のために必要となる関係資料等については、発注者に貸し出しを申し出た上、貸与を受けること。なお、貸与する資料等を他に貸与すること、これによって知り得た情報を他に公表してはならない。

6 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別紙）のとおりとする。

7 実施体制

- (1) 契約締結後、速やかに検討委員会と協議を行い、業務内容について十分な理解を得るとともに、履行期間においても定期的に協議を行うこと。
- (2) 事業実施にあたっては、検討委員会と協議の上進めるものとする。
- (3) 受託者は、具体的な実施内容をとりまとめた業務計画書を委託契約締結後、速やかに作成し、検討委員会に対し内容の説明を行い、了解を得ること。
- (4) 委託業務終了後、業務成果及び検討委員会による協議を踏まえ、業務報告書を作成し、検討委員会に提出すること。

8 留意事項

本仕様書に記載されていない事項については、検討委員会と協議し決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。